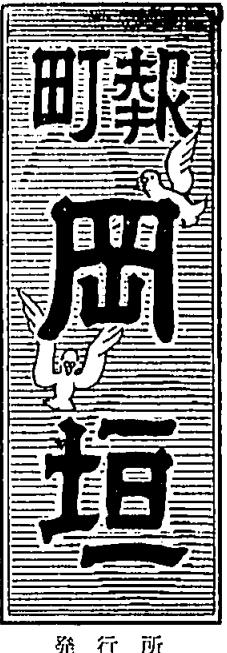


家庭教育学級生募集



場順一
所役者田
行町任深
発垣賀長
岡垣

公民館の利用

近郷には稀なりっぱな公民館が竣工しました。社会教育等大いに利用して下さい。

但し最少限次のことは守って下さい。

1、事前に使用許可をとって下さい。

各区長さん宅に「公民館使用願」の用紙をおいておきます。公民館を使用される方は、それに記入し、数日前に教育委員会の許可をとって下さい。

2、時間を守って下さい。

時間を守るということは、始める時刻を守ることも大切ですが、終りの時間を守ることも大切です。

公民館は社会教育の殿堂です。

社会教育を主目的にしない会合、団体であっても公民館を使用する場合は、時間勘定をして下さい。そしてそれが各生活に浸透するようにして下さい。

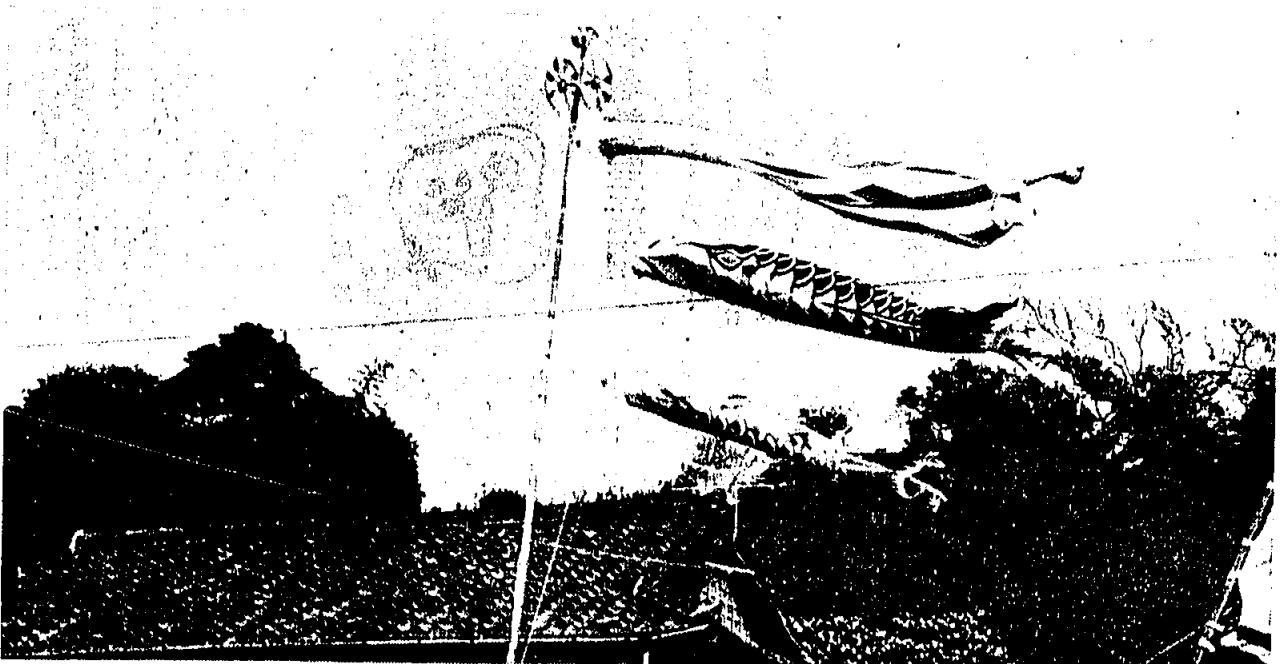
3、帰りは来たときよりも美しく自分達が使つてちらかしたもの

公民館

昭和47年4月17日

岡町報

第86号



生れて五ヶ月の乳児でも、三ヶ月訓練すれば、平均六分間は泳げるといいます。子供は大きな可能性をもっています。がその性格は三才位できまってしまうともいいます。その頃の子供は何も分らないのだから、子供を健全に育てるのは親の責任です。

次の方法で家庭教育学級を開きます。

学習課題

一回目、話し合いの方法・子供の叱り方始め方

二回目、話し合いはなぜ大切か・手伝い

三回目、社会教育・こづかいの与え方

四回目、体育レクリエーション

五回目、現代の家庭

六回目、乳児期の心理

七回目、幼児期の心理

八回目、児童期の心理

九回目欲求・評価反省

毎回、最初に書いた方が講義内容次に書いた題目が話し合いのテーマ。書いていない分は映画をもつて来て話し合いをします。

運営方法

- 1、一ヶ月一回、九時から十二時まで、九回ないし十回。
- 2、毎回一時間講義、一時間話し合い。時には三十分映画。

分。城は永承年間に長谷川民部郷吉武が築城以来、盛衰興亡がくり返され、元和年間に、黒田長政により取りこわされた。

吉木 白水さん提供

土器等の陳列

中央公民館のロビーに陳列棚を用意しています。町民の参考になるような土器や調度品がありましたら、寄贈して下さい。

公 民 館

岡垣町の教育委員会は、四月一日から事務所を岡垣町中央公民館に移しています。だから学校教育も社会教育も、今後は公民館に連絡下さい。電話は二〇一六二四四七。

社会福祉協議会へ

香典返しとして御宝附有難う御座います。

一、海老津区 故山下常夫殿 69才
昭和47、3、8死亡
山下 裕殿より
一、新海老津区 故大森タカ殿 97才
昭和47、3、2死亡
樋高 龍治殿より
一、三吉区 故中村邦平殿 80才
昭和47、4、2死亡
中村民夫殿より
老人クラブへ御寄附

老人医療支給条例について説明

福祉年金は、老令、障害、母子

離母子福祉年金の四種類からなっています。今回は、老令福祉年金について説明します。

一、老令福祉年金は、満七十才になったときに支給される年金です

支給条例が可決され、満七十才以上の方に對し、四月一日から適

『老令福祉年金の請求を』

二、障害者には、六十五才より老

（障害の状態にある人は、六十
五才より支給されますが、これは、最後に説明します）

三月定例議会において老人医療支給条例が可決され、満七十才以上の方に對し、四月一日から適

なったときに支給される年金です

支給条例が可決され、満七十才以上の方に對し、四月一日から適

山下 裕殿より

一、三吉区 故中村邦平殿
中村民夫殿より

謹んで訂正

前月号老人クラブ御寄附に花田更生殿よりとあるのは花田マキ殿
より訂正致します。

老人並に身体障害者家庭奉仕員派遣制度開始さる

ねたきりの老人或は一人暮らしの老人で介護のゆき届かない人が漸時増加しています。又交通事故の多発等により重度身障者で介護のうすい人達も増えてきました。

そこで町では国、県の助成を得て四月から老人、身障者家庭奉仕員制度を開始、それぞれ一人宛計二名をもって月曜から土曜迄巡回奉仕することになりました。

実施要綱では一人の受持数六人程度、巡回回数週二回を目標に奉仕いたします。目下巡回対象者を調査中です。希望される方は役場民生課巡回しみ下さい。

二、政府管掌の保険については国民健康保険に準じて取扱います。

三、社会保険については各事業文体の健康保険組合、共済組合等と県町村会との間に附加給付（前

用されることになりましたことは老人福祉の向上に飛躍的な役割を果すものと言えましょう。

然し乍らこの実施については県町においても極めて短時間の研究期間でありましたため、運営上種々困難を生じておりますので要点のみ説明致します。

一、国民健康保険加入の老人に対する対策は四月一日から町發行の医療証並に保険証を医院に提示するだけで今迄個人で負担されていた三割分が無料になります。但し第三者行為である交通事故等は含まれません。尚北九州市が現在の処条例未制定ですので、この方面の

医院の一部で若干問題を生じている点がありますので、先ず診察の前に医療証で取扱ってもらえるかどうか確かめて下さい。目下対策は検討中です。

は転入の翌月から当町で取扱います。

五、以上を要約しますと老人医療

問題は國に於ても昭和四十八年一月から実施の予定ですので、それまでの、つなぎとして、県、町、保険組合三者一体となつて老人の福祉向上につとめると云う趣旨にかんがみ、医師会方面の方々にも多大の御協力を頂いて発足した次第でありますので、この老人医療問題で円滑に推進出来ますよう各位の御協力を切に御願いいたします。（民生課）

扶養数 所得額

○人 八八万一五〇〇円

一人 一〇五万九〇〇〇円

二人 一一七万四〇〇〇円

三人 一二八万九〇〇〇円

四人 一四〇万四〇〇〇円

五人 一五一万九〇〇〇円

六人 一六三万四〇〇〇円

④受けている公的年金が普通恩給普通扶助料、退職年金等、一般的の年金であるときは、その年金額が福祉年金額以上の場合は、金額支給が停止されます。

万七百円以下の場合支給、尚、昭和四十六年十月分より受けている

公的年金が准士官以下のときは、金額が支給されます。

自由な、高齢者が国民年金法で定められている二級程度の障害に該当している場合は、六十五才から老令福祉年金が支給されます。

(1) 支給対象者
六十五才以上、七十才未満の人で、すでに、症状が固定している人で、國民年金法による二級程度以上の障害状態にあること

三、年金の請求には

(4) 戸籍の抄本
同住民票の原本
(5) 所得状況届
(6) 老令福祉年金裁定請求書
(7) 七十五才前の老令福祉年金請求には、障害の程度についての医師の診断書

尚、(5)(6)の書類については役場詳細については年金係でおたずねください。

今が最後の チャンス!

△時効分の保険料は6月30日
迄に△

国民年金保険料は二年を経過する時効により納めることができます。ただし四十四年の法律改正で、特例により、時効になつた未納保険料も、月額四百五十円で納めることができます。(ただし若年任意加入者及び五年年金加入者は除きます)

) この納期限は、本年六月三十日までとなっています。また、六月三十日までに六十五才に達する前日までにこれを納めなければなりません。未納がある人は今すぐ納めて、より多くの年金を確保してください。また国民年金に未加入の人や、保険料が時効のため納付できず、資格期間がたりないため加入していなかつた人達も、この機会に加入すれば資格取得の時にさかのぼって保険料を納入することが出来るので、早急に加入手続を取り年金権を確保してください。

なお、詳しいことは役場住民課でお尋ねください。

健康で文化的な生活が送れるようになります。では都市計画について考えてみましょう。

都市作りの基本となる都市計画法が、大正八年に施行されました。が、交通機関（モータリーゼーション）の普及に伴い生活圈域は拡大の一途をたどり、くわえて複雑な都市問題に対処できなくなつたため、昭和四十三年に新都市計画法が施行されました。

この新都市計画法の主な特徴は市街化区域、市街化調整区域の線引や、開発許可制度が創設された点です。市街化区域は、現在市街化している区域と今後市街化が見込まれる区域について定めます。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域について定めます。

ではどのようにして街づくりを推進するかといいますと、皆さん方には耳新しい言葉と思いますが市街化している区域と今後市街化が見込まれる区域に用途地域を定めます。まず第一種住居専用地域は、将来的の土地利用構想及び交通施設に沿った区域であります。ではどうしたら健全な街づくりができるかということを考えてみましょう。

健全な街づくりは、住民の願いであり、又町に与えられた義務であります。ではどうしたら健全な街づくりができるかということを考えてみましょう。

都市（街）は、人間や産業の集積の場であり、産業と人間と生活環境が調和してこそ、より明るい健全な都市（街）が形成されまます。反面この調和が崩壊した時、交通マヒ、大気汚染、日照、騒音、廃棄物等いわゆる公害が提起され、非健康的な生活を余儀なくします。そこで効率的な土地利用のもとに、良好な居住環境を保全し、

健全な街 づくり!!

地域等あります。しかし、本町には直接関係ありませんので略します。

以上のような用途地域を定めて整然とした街づくりをする訳です。しかしせっかく用途地域を定めてでも全く守らなくては、良好な居住環境を作ることは不可能です。しかしそうして、良好な居住環境を作ることは不可能です。

企画振興課

瀬戸内海の環境保全をテーマとした 作文・標語・ポスターの募集

日本経済は、戦後大きく発展しましたが、反面、あまりにも無秩序に行なわれた人間の社会経済活動は、自然界の調和を乱し自然の浄化作用にとりかえしのつかない打撃を与えて、環境の汚染と自然の破壊がもたらした影響は、今や

したがって、私達の最も身近な生活の場である瀬戸内海の環境汚染に対し、私達が現在及び将来にわたって繁栄し続けるについては未だ経験したことのない新しい未

來に挑戦する環境保全対策を必要とします。

そこで瀬戸内海のあらゆる公害を取り除き、どこよりも住みよい

環境の保全に努める必要のある地域で、ある程度の混在を許容する

そこで用途地域を定めますと、そこで用途地域を定めますと、

そこで用途地域を定めますと、そこまで用意地城を定めますと、

そこで用途地域を定めますと、そこで用途地域を定めますと、

そこで用途地域を定めますと、そこで用途地域を定めますと、

そこで用途地域を定めますと、そこで用途地域を定めますと、

そこで用途地域を定めますと、



達は八女郡の黒木町で一泊二日の民宿研修会を実施しこちらから二名が参加。黒木町は山深い綾かな山地に囲まれた町、民家は渓谷沿いや、山の中腹に散在し川の石を使って造られた石垣で水田は美しい階段状をなし果樹園は全て傾斜地という複雑な地形の上で農業経営を行なわれていることをまず感じました。それからクラブ員のプロゼクトを視察して栽培技術、経営の状況等について意見交換した。その日の夜は黒木町4Hのクラブ員の家にそれぞれ宿を借りた。

翌日はクラブ員のミカンプロゼクトを視察し最後に総合討論会を行なわれた中でも彼らは茶のプロゼクトに熱心で、茶の味は人間の味

だ、自分達で直接茶を販売して本

当の八女茶の味を知つてもらいたいと真剣に問題点や悩みを説明し

てくれたそして私達の地域の農業

を考えるとき都市近郊という特徴

目において全国の同じ農業後継者

と手をつけないで我らの郷土の農業

を発展させていく使命を新たに痛

感している次第であります。

皆様のよき御指導をお願いしま

す。

岡堀町4Hクラブ

名、県担当者一名の計二十名出席

第十一回全国青年農業者会議に出席して

花田治子

岡堀町4Hクラブ

第11回全国青年農業者会議に
ついて

●主催 農林省、NHK他5団体

●開催期日 昭和四十七年三月六

日(水)から九日(土)まで

●開催場所 東京都代々木。オリ

ンピック記念青少年総合セン

ター

●主旨 今年はとくに、自由化も促進され日本農業はますます国際化の波にさらされることが予想されるなど、内外のきびしい情勢の中で開かれたもので、青年農業者

が、これから日本農業にどう対処していくか、また社会的に果すべき役割は何か、という主旨のもとに開催されました。

また主な日程は、第一日目、オリエンテーション、自由交換会、

第二日目は分科会発表討論、ヤングフェスティバル、第三日目は分科会討議、村のはなし懇談会、第四日目、農村青年と農業経営者交換討議。この四日目の模様は

NHKの特別番組として放送されました。

この大会には全國各地

より七百余名、福岡県より農村青

年十二名(男六名、女六名)、經

營者夫婦二組、農業改良普及員二

名、県担当者一名の計二十名出席

しました。なお福岡県代表の青少年は、地区、県段階で開催された発表大会、研究会等のいずれかに参加し、県代表として選出された人で、私もこの代表の一人として出席することができました。

ここで、この全国大会に参加した人で、私もこの代表の一人として出席することができました。感想を述べますと、このような大会には初めてでしたので、第一日の自己紹介、レポートの発表の時に人は人の前で話すことがやっとでした。しかし、二日目には、霧雨にもなれ、自信も出てきて

時には人の前で話すことがやっとでした。しかし、二日目には、霧雨にもなれ、自信も出てきて

なし、民間のど自慢や、経営者夫婦のいきさつな話を聞き、大変楽しいひとときを過し、最後にみんなの郷土色豊かなプレゼントの交換をして終りました。このようないいなで分科会では一生懸命話し合い、夜は楽しい交換会等があり、最初は挨拶だけだったのが、終りの日には友だちとなり、別れるのが寂しくなりました。

私は昨年岡堀町4Hクラブに入

ったことにより多くの友達が

でき、また自分の仕事にもほこり

をもつことができました。

岡堀町には、童王があるが、全じ神

である。

このことにより多くの友達が

でき、また自分の仕事にもほこり

をもつことができました。

岡堀町には、童王があるが、全じ神

り、侵入して来る疫神を、おこもりをして、大いにもてなし、こゝで、足止めをしようというのである。

因に、二月の節分の日に行なわれた追儺会(ついなえ)も、もとは、一種の疫神をばらう行事である。

疫神のことでは、雨を司る神である。

疫神のことでは、雨を司る神である。